

秋田労働局長からの要請

長時間労働削減をはじめとする
「働き方改革」に向けた取組に関する要請



10月2日（金）秋田労働局の小林 泰樹 局長が当協会を訪れ、藤原 清悦 会長へ「長時間労働削減に向けた要請書」を手渡した。

藤原会長は、会員企業に対してチラシの配布、当協会ホームページへの掲載など、情宣活動により会員企業への周知徹底を図る旨を伝えた。

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた

取組みを推進しましょう。～

平成27年10月2日

一般社団法人 秋田県経営者協会 会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

人口減少社会の到来する中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

しかしながら、秋田県においては、平成26年の年間総実労働時間が1824時間と前年より増加しており、また、年次有給休暇の取得率も平均46%と前年より低下し、依然として全国平均を下回る状況にあることから、より一層の働き方の見直しが求められています。

このような中、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」に基づき、11月は過労死等防止啓発月間とされており、

この長時間労働問題については、秋田労働局に私自身を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を本年1月に設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、労働局を挙げて取り組んできました。その上で、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働

き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、朝型勤務やフレックスタイム制の導入、定時退社や年次有給休暇の取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

秋 田 労 働 局 長



あなたの会社に
毎晩遅くまで働いている方は
いませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

過重
労働



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署